

○経済産業省令第 号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項及び第十八条の八の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（許可を要しない役務取引等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取</p>	<p>（許可を要しない役務取引等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取</p>

---

引とする。

一〇六 (略)

七 前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項に掲げる技術を提供することを目的とする取引であつて、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも（本邦又は外国（輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、

---

引とする。

一〇六 (略)

七 前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項に掲げる技術を提供することを目的とする取引であつて、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも（本邦又は外国（輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、

---

---

イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの

イ（略）

ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ（その技術を提供した後

その技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合にお

いて生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ（略）

ニ その技術が輸出令別表第一の一の項の中間に掲げる貨物の開発、製造又は使用のた

---

イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの

イ（略）

ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ（略）

ニ その技術が輸出令別表第一の一の項の中間に掲げる貨物の開発、製造又は使用のた

---

---

めに利用されるおそれ（その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

八〇十六（略）

（報告）

第十条（略）

2（略）

3 経済産業大臣は、令第十八条の八第一項の規定に基づき報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に対し、告示又は通知する方法によ

---

めに利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

八〇十六（略）

（報告）

第十条（略）

2（略）

3 経済産業大臣は、令第十八条の八第一項の規定に基づき報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に対し通知する方法により報告を求

り報告を求める事項を明示して必要な報告書の提出を命ずるものとする。

(削る)

4 前項の命令を受けた者は、遅滞なく、報告書を提出しなければならない。

める事項を明示して必要な報告書の提出を命ずるものとする。

4 経済産業大臣は、前項の規定による通知をすべき者の住所若しくは居所又は営業所若しくは事務所の所在地が確知できないときは、同項の規定による通知に代えて、告示により、報告を求める者及び事項を明らかにした上で、必要な報告書の提出を命ずることができる。

5 前二項の命令を受けた者は、遅滞なく、報告書を提出しなければならない。

## 附 則

この省令は、令和 年 月 日から施行する。